

令和3年11月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

令和3年11月18日（木） 午前9時30分

2 出席委員

新 倉	聡	教育長
荒 川	由美子	委員（教育長職務代理者）
澤 田	真 弓	委員
川 邊	幹 男	委員
元 木	誠	委員

3 出席説明員

教育総務部長	佐々木 暢 行
教育総務部総務課長	杉 本 道 也
教育総務部教育政策課長	古 谷 久 乃
教育総務部生涯学習課長	高 橋 直 人
教育総務部教職員課長	平 石 拓
学校教育部長	米 持 正 伸
学校教育部教育指導課長	川 上 誠
学校教育部支援教育課長	富 澤 真由美
学校教育部学校食育課長	山 田 智 子
学校教育部教育情報担当課長	飯 田 達 也
中央図書館長	山 口 正 樹
博物館運営課長	柳 井 栄 美
美術館運営課長	岡 本 剛 彦
教育研究所長	阿 部 優 子

4 傍聴人 1名

5 議題及び議事の概要

- 教育長 開会を宣言
- 教育長 本日の会議録署名人に澤田委員を指名した。
- 日程第1 議案第44号から、日程第3 議案第46号については、今後、市長が議会に提案する案件であるため、秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

- 教育長報告

(新倉教育長)

それでは、10月の定例会から本日までの間の所管事項について報告をさせていただきます。

お手元の定例会教育長報告資料をご参照いただければと思っております。

まず、冒頭でございますけれども、11月1日で、荒川委員の再任辞令を市長より交付させていただきました。

ここで、一言ご挨拶いただければと思います。

(荒川委員)

引き続き、皆様にはお世話になりますが、どうぞよろしく願いいたします。

(新倉教育長)

まず、学校教育関係の行事でございますけれども、10月16日に中学校の駅伝競走大会を不入斗陸上競技場で開催させていただきました。数年ぶりの天気にも恵まれたといいましょうか、この3年間ほど荒天が続いておりましたので、生徒たちの明るい顔がやっと見れたかなというふうに思っています。

なお、競技結果等につきましては、後ほど本日の報告資料の中で述べさせていただきます。

それから、10月23日、30日で、各小学校において運動会が開催されました。

昨年からコロナの影響を引きずってございまして、開催も一同にということではなく、それぞれ各学校での工夫で進めさせていただいたところです。今年度も無事に何とか、子どもたちの思い出づくりはなったのかなというふうに思っているところです。

なお、10月13日には、相模原市の教育長、ほか教育委員会の関係の方々、学校給食センターの視察をしていただいているところです。やっと始まったばかりですけれども、各市町村には、多大なインパクトを与えているのかと思ひまして、様々などころからの今視察依頼が来ているところです。

社会教育関係としましては、10月23日に千代ヶ崎砲台跡につきましての整備が一回終了いたしましたので、土曜、日曜と祝日について、公開を始めるということで進めさせていただいているところです。

以下、様々記載の状況がございますが、あわせて11月16日に児童図書館が工事終了とともに、「よかったありがとう。文庫」を開設したところです。これも後ほど、報告事項の中で詳しく報告いただければと思っております。

(質問なし)

教育長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項(1)『令和2年度横須賀市立小中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査の結果について』

(支援教育課長)

それでは、お願いいたします。

報告事項(1)『令和2年度横須賀市立小中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査の結果について』ご説明いたします。

本調査は、文部科学省による令和2年度児童生徒の問題行動、不登校等、生徒指導上の諸課題に関する調査及び神奈川県が実施した、令和2年度神奈川県児童生徒の問題行動、不登校等調査に基づき、市立小中学校における暴力行為、いじめ、不登校等の令和2年度の発生状況について報告するものです。

資料1ページと2ページをご覧ください。

暴力行為についてです。横須賀市の小中学校における暴力行為の発生件数は、前年度より345件減少し、413件でした。

前年度より暴力行為が減少した理由として、暴力行為を5件以上繰り返す児童生徒数が大幅に減少したことが挙げられます。学校が児童生徒に個別の指導や支援の充実を図るとともに、心理や福祉の専門家から助言をもらうことにより、児童生徒の特性を把握し、指導や支援の改善に努めた成果と考えます。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、休校や分散登校期間が設けられ、登校日数が減少したことや、ソーシャルディスタンスを意識した生活が行われ、児童生徒同士の身体接触が減ったことも発生件数の減少につながったと考えられます。

なお、令和2年度調査では、故意に有形力を加える行為という暴力行為の定義に基づく対応基準を神奈川県全体で確認し、検証すべき事案について、教育

委員会を通し、各校に再度周知が図られました。

次に、いじめについてです。

3ページをご覧ください。

本市の小中学校におけるいじめの認知件数は、前年度より431件減少し、746件でした。これは、各校がいじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止や早期発見及び迅速な初期対応に努めるとともに、コロナ禍において、児童生徒に思いやりを持った言動を心がけようと、様々な場面で指導する機会が増えたことによるものと考えられます。

また、暴力行為と同様に、年度当初に休校や分散登校期間が設けられたことや、ソーシャルディスタンスを意識した生活により、児童生徒同士の身体接触が減り、子ども同士がちょっかいを出し合うような現状になかったということが認知件数の減少に影響していると考えられます。

4ページをご覧ください。

いじめの対応では、年々、パソコンによる誹謗中傷の構成比が増加する傾向が見られます。これは、国や県の傾向としても同様です。

これに対し、本市では、情報リテラシー教育について、保護者や児童生徒にリーフレットを配布する等、啓発に努めています。また、児童生徒指導担当者研修講座では、指導資料を用いて、先生方に研修を行い、その活用を促すなど、取組の強化を進めています。

5ページをご覧ください。

暴力行為やいじめ問題に対しては、まずは、学校での未然防止のための支援や取組が大切です。そして、児童生徒間トラブル発生時のきめ細やかな対応が重要と考えます。

今後も、各校による学校いじめ防止基本方針に基づく、組織的な対応の推進を図ってまいります。

次に、長期欠席及び不登校についてです。

7ページをご覧ください。

令和2年度、30日以上登校しなかった長期欠席児童生徒数は1,134人でした。前年度に比べて21人増加しました。そのうち、不登校児童生徒数は809人で14人の増加となりました。

しかし、小学校、中学校別に見ると、中学校では長期欠席児童生徒数、不登校児童生徒数ともに前年度より減少しています。

次に、8ページをご覧ください。

不登校児童生徒の出現率についてです。全国・県と同様に出現率は増加傾向が見られます。また、令和2年度の本市の出現率は3.05%で、全国・県の約1.4倍となっており、引き続きの課題です。

8 ページ中段には、学校内外の相談機関等で相談、指導等を受けていない不登校児童生徒の割合を示したものです。コロナ禍で相談機関に直接相談することがしにくいということが影響していると考えられますが、小学校で専門的な相談、指導を受けていない不登校児童の割合が増加していることが課題であると考えます。学級担任1人が抱え込むことがないよう、学校内外の支援リソースの積極的な活用を一層推進する必要があります。

9 ページをご覧ください。

不登校児童生徒数を学年別に見ると、中学校1年生で急増する傾向がありますが、同一集団における6年生から中学校1年生にかけての不登校児童生徒数の増加人数に着目すると、年々減少する傾向が見られます。これは、中学校1年生での不登校児童生徒の急増という課題に対して、小中一貫教育と各学校が取組を続けてきた成果であると考えます。

9 ページ下段、令和2年度中学3年生を例に同一集団の経年変化を見ると、中学校1年生と2年生で新規の不登校生徒数が著しく増加していることが分かります。学習や人間関係づくり、学校生活の決まり等に関連した不安が強く関連していると考えられます。

10 ページをご覧ください。

要因別の不登校児童生徒の人数から、小学校では、親子の関わり方といった家庭に係る状況が影響しやすいことが伺えます。中学校では、いじめを除く友人関係を巡る問題、学業の不振といった、学校に係る状況が強く影響していることが伺え、小中学校間で違いが見られます。

11 ページをご覧ください。

今後の不登校の対策として、新規で不登校となる児童生徒を増やさないための未然防止の取組が重要と考えております。令和3年度は国の事業委託を受け、鴨居中学校、中学校区3校で全ての児童生徒を対象とした分かる授業づくり、居場所づくり、絆づくりを通じた魅力ある学校づくり調査研究事業に取り組んでいます。

今後は、研究校での成果を市内の学校に広げ、こちらの事業に参画する学校を増やしていきたいと考えております。

また、不登校の要因についての分析、研究をさらに進めます。例えば、有効であった支援事例を不登校の要因別で整理することや、同一集団の不登校児童生徒数の経年変化、集団規模、発達段階との関係に着目して、本市の不登校の傾向を探ることなどが考えられます。その考察を踏まえ、取組の焦点化を一層図っていきたいと考えております。

以上、報告事項(1)「令和2年度横須賀市立小中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査の結果について」概要説明を終わります。

(元木委員)

暴力行為についてですが、児童生徒の個々の特性を考慮した指導、支援により、令和元年度と比べて改善はしておりますが、依然として1,000人当たりの発生件数が県・全国を上回っているのが気になります。より一層、改善するように取り組んでいただきたいところではございますが、毎年、加害生徒が多い中学2年生が大幅に減少するとともに、いじめの認知件数も減少しております。これは、中学2年生向け、もしくは中学校で他者との関わり合いについて、特別な取組を行った結果なののでしょうか。教えてください。

(支援教育課長)

こちらにつきましては、中学2年生向けに特別な取組をしたということではございませんが、やはりコロナ禍において、誹謗中傷、そういった実態がテレビや新聞報道でも大きく取り上げられ、また、学校でもこちらは憂慮した問題であると捉えました。そして、先生方のほうから、生徒たちに、こういったことはしないようにしよう、相手の気持ちを考えて行動しようということは、日常の教育活動の中で、繰り返し子どもたちに話してまいりました。その結果であると考えております。

(川邊委員)

1 ページの一番下の表で、例えば、平成29年度の小学校1年生は、平成30年度の小学校2年生になるわけですね。そうすると、この子どもたちというのは、同じ子どもたちが多いのか、まるきり違った子どもたちが出てくるのか、どうなのでしょう。

(支援教育課長)

こちら同一集団に着目してこう見ていただいたことかと思いますが、これは、毎年毎年、子どもたちは変わっております。同じ子どもが継続してずっと毎年繰り返しているということではございません。そのときの人間関係や子ども同士の集団の中、また、担任の先生との関係等、様々なことが影響しております。

(荒川委員)

では、私のほうからは、4 ページの中で、3 点ほど質問させていただきます。

4 ページの中ほどにあります小学校の認知件数のところですが、3 行目の終わりぐらい、自己に対する肯定的な意識を持たずに劣等感を持ちやすい時期でもあり、認知件数が多くなっていることが考えられると、少しこの文章が私の中

ではよく分からなかったので、具体的に教えていただければと思います。

それから、2点目なのですけれども、その下の中学校での認知件数のところで、最後なのですけれども、いじめを訴えることが少なくなっていることが影響していると考えられますと書いてあるのですけれども、訴えることが少なくなっただけとはいえ、本当にいじめが少なくなっているのかというところはやはり気になるところですので、SNSの問題とかもありますので、そのあたりのところについては、全部が把握できるわけではないのですけれども、どのようにお考えになっているのかということ、それから、いじめの対応の中で、最後にその他があるのですけれども、小学校などでは件数として、26件もあるのですけれども、どんなことがこのその他の中には含まれているのか、具体的にどんなことがあるのか、教えていただければと思います。

以上、3点、どうぞよろしく願いいたします。

(支援教育課長)

ありがとうございます。

まず、1点目の4ページ中段、自己に対する肯定的な意識を持たずに劣等感を持ちやすい時期でもありという、こちらについてですが、小学校4年生の子どもの成長の発達段階を見ますと、物事を客観的に捉えることができるようになってくる年代だと捉えております。

そうした中で、やはり学習であったり、それから友達との付き合い方であったり、今までは無邪気にやっていたことが、だんだんと自分というのが見えてきますので、今まで仲よく普通に付き合っていたけれども、何か自分は友達と会話をする中でかみ合わないなとか、それから授業をしている中でも、学習が何か最近分からなくなってきたなとか、そういったことが、自分自身が、自分はどうせ自分なんてといった気持ちに変化してくる時期だというふうに、そのように捉えております。

それから、次の2点目の、同じく中段、いじめを訴えることが少なくなっていることが影響しているという中学生のことについてですが、やはり、中学生になりますと、小学生の頃よりも、もう少し心もそれから対応力も成長してまいります。ですから、小学校のときは、友達から少し否定されるようなことを言うと、いじめに遭ったなといったように捉えがちですが、中学生になりますと、それを随分、自分の心の中で整理をして、これはいじめということではなく、あの子はこういうつもりで言ったのではないだろうかとか、そういったように考えることができるようになってくる。

その結果、何でもかんでも担任の先生に、あの子がこんなこと言ったというふうに訴えるのではなく、自分の中で整理をして、客観的に捉えることができ

るようになった結果だと考えられます。

3点目の、いじめの対応の⑨その他のところです。小学校では26件、中学校では3件となっておりますが、これは、①から⑧、複数が絡んでいるような場合、どれか一つに特定できないようなケースについては、その他として学校から提示をされております。

以上でございます。

(川邊委員)

9ページのその棒グラフでございます。ここでもって、前年度からの不登校児童生徒数というのがあるのですけれども、令和元年が105名、令和2年が159名、前年度からということで、これだけ数が違うのはどういうことなのでしょうか。

(支援教育課長)

9ページ、下段の棒グラフのところでございますでしょうか。これは、同じ集団を小学校1年生から中学3年生まで追っていったグラフになります。前年度からの不登校児童生徒というのは、前年度から継続して同じ子どもが翌年も不登校になっている。そういった子どもの数を表しています。

反対に、上段のオレンジの濃い部分についてでございますが、こちらは、新たに新しい学年になってから不登校が始まった児童生徒数を表しております。

(川邊委員)

前年度からで、数が非常に変わっているというのは、その意味が少し分からないのですけれども。

(支援教育課長)

平成30年度、33名だった前年度から継続の不登校生徒がおります。これに同じ平成30年度中に114名の新たな不登校生徒がここで加わっております。この33名と114名を足した147名から、中学2年生に上がったときに、105名がそのまま不登校として、中学2年生でも不登校であったという、そういったことを表しております。

(澤田委員)

私も3点ほどあるのですが、1つずつ質問いたします。

まず、2ページです。

2ページの中頃、3つめのポツがありますが、そこで、「これは落ち着いた環境にない学級での暴力行為が繰り返し発生したことにより、特定の学校で著し

く増加したことが関連しています。」とあります。この特定の学校がこの数値をはね上げているということですが、「落ち着いた環境にない学級」とは、具体的にはどのような学級のことなのでしょう。また、その要因と対応について教えていただければと思います。

前年度の11月の定例会にも同じようなご報告をいただきましたが、同じ学校のことなのでしょう。

(支援教育課長)

こちら、落ち着いた環境にない学級で暴力行為が繰り返し発生したという、この落ち着いた環境にないという状況ですが、これは、子どもの集団が学級の中で教師の指示がなかなか入りにくくなっている状況を言います。

ですから、授業の中でもいつもざわついたり、教師の指示、発言、発問等も通りにくく、また、発言していいときに発言するのではなく、それぞれの児童が勝手に言葉を発してしまったり、また、発言した児童に対して、それを揶揄するような発言があったりと、そういった学級がごくたまになのですけれども起こってしまう場合があります。そういった学級のことを指しております。

この中で、暴力行為が繰り返されるというのは、1人が5回以上繰り返すというのではないのですが、やはり、複数の児童がやはり物を壊したりするようなことが起こっていた、そういった状況です。

また、これらの学校というのは、昨年とは変わっております。昨年と同じ学校で同じ学級でということではございません。そのときの子どもの集団の特性と、あと教師との相性といいますか、教師の指導との子どものずれが生じたときに、こういった状況に陥ることがございます。

(澤田委員)

ありがとうございます。

前年度と違う学級でということですので、前年度から、いろいろな指導等をされたのだと思います。今回もやはりしっかりと指導していかなければいけないと思いますので、ご対応、よろしく願いいたします。

2点目よろしいでしょうか。

2点目は、5ページの3つ目のポツのところ。「リーフレットの活用を促すための指導教材を作成して、学校に提供した。」とのことで、これは、大変よいことだと思います。実際、学校では、提供された指導教材を用いて、児童生徒等に指導されているのでしょうか。どの程度、活用されているのでしょうか、把握していましたら教えてください。

(支援教育課長)

こちらのリーフレットでございますが、リーフレットは「よこすかスマホ・SNSスタンダード」というリーフレット、小学生用、中学生用、そしてそれぞれの保護者用に作成しております。

こちら、学校の中で特別活動の中で使いながら、これに対応した教材を支援教育課のほうで作成いたしました。3点ありまして、情報モラルの誹謗中傷編、それから画像の流出等を防ぐためのこと、それからもう一点が……お待たせして失礼いたしました。個人情報の管理のところですか。この3点について、パワーポイントでの子どもも見ることができて、担任の先生がそのまま使えるような形の教材を作成し、一つに当たり大体15分ぐらいのもので学校の教育活動の中で随時、作成できるようなものを使っています。

こちらの活用状況ですが、担当者級の先生方へ児童生徒担当者会等におきまして、実際に、使い方の研修を行いました。多くの学校で、これを活用しているというふうには聞いておりますし、非常に有効だったというようなご感想もいただいておりますが、何校、何学級でといった細かいところまでは把握しておりません。

(澤田委員)

ありがとうございました。

では、3点目です。

7ページになります。

7ページの上に表があります。この表の中で、分類の項にあります「経済的理由」、「新型コロナウイルス感染回避」、それから、「その他」の欄が大変気になります。

まず、「経済的理由」で長期欠席になっている1名について、どのような状況であって、どのように対応しているのでしょうか。

次に、「新型コロナウイルスの感染回避」で登校していない58名への学びはどのように保障しているのでしょうか。

最後に、「その他」の理由の具体例として、保護者の無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどが挙がっていますが、その対応状況について教えていただければと思います。

(支援教育課長)

まず、1点目の経済的理由のところには上がっているお一人のことについてですが、こちらのほうは、世帯主の方のお仕事のほうが継続できないような状況になり、県外に住民票を残し、学校に席を残したまま、県外のほうに一時的に

行っていた状況です。

そして、生活が大変困窮しているというふうに聞きまして、ソーシャルワーカー等も入って対応を進めたのですが、こちらの世帯主及びその配偶者であるお母様のほうでは、なかなかそういった支援を受けるという意思がなく、まだ現状も対応しているような状況です。

(新倉教育長)

今の方は横須賀に在籍をしていて、横須賀市内に住んでいらっしゃるのですか。そこが分からない。市外に行ってしまったというお話が出ている。

(支援教育課長)

横須賀市内に住んでいらっしゃいます。そして、今年度については、戻ってこられて、登校は再開されております。しかしながらSSのほうでの対応としては、継続して行っております。

こちらは、お子さんも一緒に行っているケースでございます。

(新倉教育長)

そうすると、令和元年度も本当は1あったのかもしれないのだけれども、そのときには県外にいたから0になっていて、令和2年度は戻ってこられたから、1の報告が上がったというふうに理解していいのですか。

(支援教育課長)

令和2年度中に県外のほうに行かれ、令和2年度末に帰っていらっしゃいました。そういうことでございます。

(新倉教育長)

令和元年度は対象ではなかったということなのですか。1年市内にいても。

(支援教育課長)

はい。令和元年度は対象ではございませんでした。

それでは、3点目のその他のところについてご説明いたします。

まず、その他の家族の介護や家事手伝いといったところについてですが、いわゆるヤングケアラーといわれるお子さんなのですけれども、令和2年度は、11名学校のほうから相談が上がってきておりました。こちらのほうは、要保護児童対策協議会のケースでも、皆さんでサポート体制を組んでいます。また、他部局との連携として、児童相談所と連携して対応しているケースで、全て支

援が入っております。

それから、保護者の無理解や無関心といったところ、こちらのほうは、保護者のほうが、学校は特に行けないなら、行きたくないなら行かなくてもいいよというふうに子どものほうに接しているケースでございます。また、学校のほうにも、特に子どもを行かせようとは思っていないのでということで、何とか学校としては、登校させていただきたいのだと、支援をしたいのだということとを繰り返し繰り返し言っているのですが、なかなか成果として、登校に至らないケースでございます。

(教育指導課長)

新型コロナウイルスの感染回避に係る不登校等について、学習保障については、教育指導課のほうから回答させていただきます。

令和2年度、58名ということですが、基本的には、担任や学年等の単位で家庭訪問をし、本人と会いながら、学習プリントを、授業進度に沿った学習プリントを配付しながら、回収、採点、評価につなげていくというような流れだというふうに認識しております。

また、それぞれ個々の状況に合った対応をしているように学校からは報告を受けております。

(荒川委員)

すみません、最後に意見になりますが、不登校に対する今後の取組にも関わってくると思いますが、各学校ではきっと成果は上がらないにしても、例えば、定期的に担任の先生、あるいは学年の先生、また、ときには管理職の先生が家庭訪問をしたりとか、そういう取組があると思うのです。

ところが、やはりこの取組の中では、そういう成果が上がらないからといって、出せないみたいなそんな感じになっていて、そういう必死にやっつけらっしゃる先生方のご努力みたいなものが、見えてこないのが残念だと思いますので、次回からは各学校でどんなことしているのか、成果が上がらなくても取り組んでいることが分かるようにしていただければありがたいと思いましたので、よろしく願いいたします。

(支援教育課長)

ご意見ありがとうございました。

荒川委員のおっしゃるとおりで、先生方は大変頑張ってくださいしています。週に1度の家庭訪問だけでなく、週に2回、3回家庭訪問をしてくださっている先生方もたくさんいらっしゃいます。その中で、やはりこの調査を通し、学

校に聞き取りをしておりますと、昨年は、登校が0だったお子さんが週2回、3回の家庭訪問、繰返し繰返ししたことで、令和3年度につきましては、今年度については登校を再開したというような、そういったお話も聞いていますし、また、教育相談や相談教室につながったお子さんにつきましては、その卒業後、新たな進学先、また就職先で本当に順調に再スタートを切っていらっしゃるというお話をたくさん聞いております。こういったことも併せて発信してまいりたいと思います。ありがとうございました。

(新倉教育長)

私のほうから、総括に少し、自分でつくっておきながら、こういうお話をしはいけないのか分からないのですけれども、こういったデータはあくまでも分析というか、数字でしか出てこない。それがどういう傾向にあるのか、どういう原因があるのかということまでは、多分、教育委員会としてはできるのですが、その後の改善策にどう結びつけるかということなのかなというふうに思っています。

その意味で、先ほど、2ページのところで、落ち着いた環境のない学級という言葉が出てきたということは、ある意味、これは俗に言われている学級崩壊になっている。その学級崩壊の原因というのが、先生方の指導力不足にもしあるのだとすれば、それは指導課とあるいは教育研究所がどういうふうに取り組んでいくかということが、次の課題になってくるのだろうと思っているのです。そこに結びつけるような形をぜひ取っていただきたいなと思っています。

それから、4ページのところで、先ほど、いじめを訴えることが少なくなっていることが影響しているってことは、中学生になると、人との関りに対して無関心になっちゃっているのだということも反面的に言っているのかなというふうに思っているのです。

というのは、4ページの上段にあるいじめの認知件数の推移を見てみると、少なくとも、先ほど小学校でいっているところと言えば、小学校3年生から4年生に同一集団が変わったときの増減数をどう見ていくかということが一つ必要なのと、それが小学校6年から、中学1年になっていくと、急にこれが落ちているのだと、それは2つあって、中学校がいじめに対してきちんと確認をしているのかという不安な要素が出てきているのだろうと。

なので、こういった傾向とか、データの動きによって、それぞれの取組方に何か差があるのだとすると、それは非常に難しいし、また、子どもなら発達段階において、初めのうちは周りの人と密に接触しているけれども、中学校になったらそういう接触がなくて、あるいは自我ができることによって、無関心に逆になっているのだとすると、大変怖い話なんではないかなというふうにも思

っているわけです。

そういった数字の部分の動きをぜひ分けていただきたいのと、それから7ページの中で、不登校のその他という部分は、これはできる限り、もう少し細かいデータ分析をしていただいたほうがいいのかなと、今ありました生徒観あるのは、本当に家庭の保護者が無関心、ある意味でのネグレクトだと思うのですが、そういった要因に基づくのか、それに伴った家族の介護、家事手伝いとかという、いわゆるヤングケアラー問題の件数は具体的に何件取られているのだろうかということが、またここからは分かりにくいので、それを明らかにすることによって、次の傾向が出てくるのではないかと、で、9ページの表の中で、小学校から、中学校への同時集団で増加数というのは出しているのですが、これがもう一つ横の欄の中学校の中においての、1年、2年の増加数というの、かなりの数に上がっているのではないのか、一方で、中2から中3になると、それが減るというのは、これは受験を控えるからという形で、一定数で止まっているのではないかというのが想像では出てくるのですよ。

先ほどあった、中学校においてのいじめの無関心が、逆に不登校の増加とどういうふうに連動しているのだろうかというところを見ていただくようなことが必要だし、それらのデータを分析した上で、次の施策にきちんと生かしていただきたいというふうに思っているのです、これは、学校現場に預けられることではないので、よく調査をした上で、ぜひ取り組んでほしい、取り組んでいかなくてはいけないなというふうに思っていますので、そこをぜひお願いをします。

(学校教育部長)

ただいま、教育長からご指摘いただきました点につきましては、支援教育課だけではやり切れないと思っておりますので、教育指導課、教育研究所、保健体育課の部分もあると思っております。

これらの中で、来年度、こういった分析をできるかということのを計画を立てながらやっていきたいと考えます。

報告事項(2)『次期横須賀市教育振興基本計画(素案)について』

(教育政策課長)

それでは、教育政策課から、次期横須賀市教育振興基本計画の素案についてご説明いたします。

説明資料の1ページをご覧ください。

1、計画策定の趣旨についてです。

教育振興基本計画は、教育基本法に基づき、本市の実情に応じ、本市における教育の振興のための基本的な計画として定め、教育に関する施策の総合的、かつ計画的な推進を図ります。

2、計画の位置付けについてです。

教育振興基本計画は、横須賀市基本構想基本計画に基づく分野別計画です。なお、教育振興基本計画の目指す教育の姿及び基本的な方針は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、市長が策定する教育大綱として位置付けることについて、市長と教育委員会で協議を行います。

2ページをお開きください。

3、計画期間についてです。

教育振興基本計画の計画期間は、令和2年度から令和11年度までの8年間です。なお、基本計画に基づく実施計画は、前期4年間、後期4年間に分けています。

4、計画の対象についてです。

教育振興基本計画は、原則として、対象範囲の教育委員会の所管する施策や事業に限定しています。ただし、例外として、横須賀美術館に関する施策や事業については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条に基づき、令和4年4月1日から、その所管を教育委員会から市長に移管することを予定しておりますが、横須賀美術館が教育機関として、今後も適切に社会教育を実施していくため、引き続き、教育振興基本計画に位置付けることといたします。

なお、教育振興基本計画の対象範囲に含まれない施策事業で、教育委員会が関係するものについては、他の計画などに基づき、関係部局と連携して推進していきます。

5、横須賀の目指す教育の姿についてです。

次期計画では、市民の皆様に横須賀の教育の未来について、夢や理想を語っていただいた教育フォーラムや学識経験者、保護者、公募市民、学校関係者で組織する教育振興基本計画策定検討委員会での議論を踏まえ、横須賀の目指す教育の姿として、「あなたが好き 私が好き 横須賀が好き と誇れる人づくり」を掲げます。

3ページをご覧ください。

目指す教育の姿に込めた思いをご説明いたします。あなたが好きには、思いやりを大切に、自分と異なる他者を受け入れる心を持ち、様々な価値観を持った人と力を合わせ、助け合える人になってほしいという思いを込めています。

横須賀の教育は、他者理解、多様性、協働性を大切にし、あなたが好きと誇れる人を育てます。私が好きには、自分らしく生きることを大切に、自ら考え

行動し、自分で判断する力や生涯自ら学び続け、自分を律する力を持った人になってほしいという思いを込めています。

横須賀の教育は、自己肯定、自立・自律、主体性を大切に、私が好きと誇れる人を育てます。横須賀が好きには、人々と出会い、学び、暮らすこのまちへの愛情、愛着を大切に、地域の歴史や文化、自然を理解し、人と人とのつながりを実感できる人になってほしい、そして、横須賀の良さを自信を持って発信できる人になってほしいという思いを込めています。横須賀の教育を通じ、誰もが自然に横須賀が好きと誇れる、そんな姿を目指します。

この横須賀の目指す教育の姿の策定に当たっては、様々な意見をいただきました。議論の経過や背景については、4ページにまとめてありますので、後ほどご参照ください。

5ページをご覧ください。

6、計画の体系についてです。目指す教育の姿を実現するため、4つの基本的な方針を掲げ、8つの柱、21の施策を位置付けます。目指す教育の姿と基本的な方針の部分、8年間の基本計画とし、同時に、教育大綱として位置付けたいと考えています。柱以下は、実施計画に相当する部分として、4年間で見直しを行います。

続いて、計画の構成をご説明いたします。

恐れ入りますが、別冊計画素案の7ページ、8ページをお開きください。

ここでは、柱1、確かな学力に6つの目標指標が続いていますが、このように柱ごとに、施策の代表的な指標として目標指標を設定しています。

9ページ、10ページをお開きください。

施策ごとに現状と課題を記載し、課題に対する具体的な取組を事業として位置付けています。柱、目標指標、施策については、このような構成としていますので、詳細につきましては、後ほど、ご参照ください。

恐れ入りますが、説明資料の6ページにお戻りください。

7、計画の検討体制についてです。

計画策定に当たり、市に学識経験者、保護者、学校関係者で組織する横須賀市教育振興基本計画策定検討委員会から意見聴取をしています。また、検討委員会での議論の充実、効率化を図るため、検討委員会の下部組織として、作業部会を設置し、庁内職員で構成するプロジェクト会議で課題の抽出や連絡調整を行っています。

8、現行計画からの主な変更点についてです。

1つ目として、現行計画では、子どもの教育を重点的に捉え、目指す姿として、横須賀の子ども像、目指す子ども教育の姿を掲げていますが、次期計画では、学校教育だけでなく、大人になっても学び続ける、子どもも大人も学び合

うということが人口減少社会を考えても大事であるという検討委員会での議論を踏まえ、子ども像ではなく、人間像、人づくりを目指す姿として掲げています。

2つ目として、現行計画は、学校教育編と社会教育編に分けた体系としていますが、次期計画では、目指す姿を人づくりとしたことと同様の考えで、体系を一つにまとめています。

9、計画推進に当たって留意することについてです。

(1) SDGs との関係性を意識した教育活動についてですが、目指す教育の姿が大切にする他者理解、自己肯定、郷土理解等のキーワードは、SDGs の基本的理念と多くの部分が重なり合っており、計画の推進に当たっては、その関係性を意識して活動を展開します。

(2) 客観的な根拠で重視した教育政策の推進、PDCAサイクルの確立についてですが、教育施策を効果的かつ着実に進めるとともに、教育政策の意義を広く市民に伝え、理解を得る上でも客観的な根拠に基づくPDCAサイクルの確立をさらに進めます。

計画に位置付けた目標の達成状況や施策、事業の実施状況等については、毎年点検評価を行い、計画の進行管理や次年度以降の事業実施に生かします。

なお、特に課題となる事業等については、教育委員の皆様による点検評価を会議形式により実施をいたします。

7ページをご覧ください。

10、現在までの検討状況についてです。

10月7日の総合教育会議では、目指す姿の案について、市長からご意見をいただきました。

10月20日の第4回検討委員会では、総合教育会議での協議内容を踏まえ、改めて検討委員の皆様にご議論していただき、先ほどご説明した横須賀の目指す教育の姿の策定に至っています。

最後に、11、今後のスケジュールについてです。

教育振興基本計画の策定は、個別の行政分野における施策の基本方針を定める計画の策定に該当いたしますので、条例に基づき、パブリックコメント手続を実施します。パブリックコメントについては、広報よこすか12月号で予告を行い、市議会12月定例議会で計画素案を報告した後、12月10日から、1月6日までの間、計画素案に対する意見募集を行います。

募集期間終了後は、いただいたご意見と教育委員会の考え方を整理しながら計画案をまとめ、1月の総合教育会議において、目指す教育の姿と基本的な方針の部分を教育大綱とすることについて、市長と教育委員会で協議をし、市長に教育大綱を策定していただきます。

2月の教育委員会定例会において、計画の策定についてご議決をいただけますと、次期横須賀市教育振興基本計画の決定となります。決定した計画は、市議会3月定例議会で議会に報告し、市民に公表いたします。

なお、素案のグラフで一部誤りがございました。素案の冊子にお戻りいただきまして、25ページをお開きください。

2つグラフがございまして、下の暴力行為の発生件数につきまして、令和2年度の数値が誤っておりました。正しくは、先ほど支援教育課からの報告にありました説明資料の1ページにあったものになりますので、後ほど差し替えてさせていただきますと思います。大変申し訳ございませんでした。

以上が、次期横須賀市教育振興基本計画の素案についてのご説明となります。よろしく願いいたします。

(新倉教育長)

今回の計画で目指す姿を子ども像から人間像にという、これまでの横須賀市の教育基本計画の考え方から大きく変えています。これというのは、横須賀だけの話なのでしょうか。それとも、ある、全国的に、各市町村の中でもそういった捉え方に今後動きがあるのですか。その辺のもし何か情報があれば。というのは、なぜ横須賀はそういうふうに乗っ切ろうとしているかというところをもう少し詳しく精査できればと思ったので。

(教育政策課長)

全国的な傾向を見ますと、むしろ人づくり、人間像としているところのほうで、これまでも多かったような傾向にございます。横須賀市は、前回の計画においては、特に子どもの教育に重点を置くという視点で、目指す子ども像、ひいてはそれが人づくりにつながるということでの設定だったかと思うのですが、今回、先ほどもご説明しましたとおり、学校教育編、社会教育編の分けをなくして策定をしております。

横須賀の教育につきましては、社会総がかりで行っていくものだ、全人的な教育を行っていくという観点からも、今回につきましては、人づくりというふうの方針を変更してございます。

報告事項(3)『第4次横須賀市子ども読書活動推進計画(素案)について』

(中央図書館長)

それでは、報告事項(3)『第4次横須賀市子ども読書活動推進計画(素案)』

について』ご説明いたします。

説明資料の1ページをご覧ください。

1、計画策定の趣旨についてです。

子ども読書活動推進計画は、国の子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、本市の子どもの読書活動の状況の推進の状況等を踏まえた施策について、計画として定め、子ども読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

2、計画の位置付けについてです。

横須賀市子ども読書活動推進計画は、国の子どもの読書に関する基本的な計画及び神奈川県の子どもの読書活動推進計画を基本として策定する市町村子ども読書活動推進計画です。

また、横須賀市基本構想、基本計画及び横須賀市教育振興基本計画に基づく個別計画であります。

資料の2ページをお開きください。

3、計画期間についてです。

横須賀市の子どもの読書活動推進計画は、第1次計画を平成19年度に策定し、表のとおり現在実施しております第3次計画が今年度で最終年度を迎えますため、次期計画を策定いたします。第4次計画の計画期間は、令和4年度から令和7年度までの4年間でございます。

次に、4、計画の対象についてです。

子ども読書活動推進計画は、0歳から18歳までの子どもを対象とした施策に関する計画です。

5、基本方針、目標についてです。

ブックスタート事業の開始やお話会の充実など、乳児期から小学校低学年児童に重点を置いた第1次計画、小学生・中学生に重点を置いた第2次計画、就学前の児童や学校とのより深い連携に力を入れた第3次計画など、様々な事業を展開してまいりました。

次期計画では、目標を子ども自らが本と出会い、楽しみ、学ぶ、豊かな読書活動の推進とし、子どもの発達段階に応じた取組の体系とし、発達段階ごとに目標と重点を掲げて、1人1人の子どもを取り巻く状況や個性に応じた子ども読書活動の推進を図ることとします。

3ページをご覧ください。

6、取組の体系についてです。

第4次計画では、子どもの発達段階に応じた取組と、読書活動推進における環境整備を体系にしています。体系の中心になる子どもの発達段階に応じた取組についてですが、乳児期、幼児期、小学生、中学生、高校生の段階ごとに、

目標、重点を設けました。

新規や拡充の事業を説明いたしますと、乳児期や幼児期については、図書館デビュー応援事業を新規事業とし、童歌や手遊びを取り入れたお話会の拡充などを図ります。

また、小中学生については、学校図書館との連携の強化をはじめ、電子書籍利活用の検討などを行います。高校生については、図書館ホームページを活用した情報発信やイベントの拡充を図ります。

4ページをご覧ください。

7、計画の検討体制についてです。

計画策定に当たり、学識経験者、専門的知識を有する者、小中学校長、子ども読書活動関係者、公募市民で組織する横須賀市子ども読書活動推進計画改定検討委員会に対し、教育委員会から諮問をしております。また、下部組織として、庁内職員で組織するプロジェクト会議を設置し、具体的な検討作業を行っております。

次に、8、第3次計画からの主な変更点についてです。

(1)として、目標についてです。先ほど、基本方針、目標でも説明いたしましたが、様々な機会を通して、本に対する興味、関心を深め、子どもが自主的に読書に取り組む姿勢を大切にするため、子ども自らが本と出会い、楽しみ、学ぶ、豊かな読書活動の推進を目標としております。

(2)として、取組体系についてです。これについても先ほど説明したとおり、第4次計画では、子どもの発達段階に応じた取組体系に変更しております。

(3)として、成果指標についてです。これにつきましては、別冊の素案15ページも併せてご覧いただきたいと思っております。

まず、1つ目は、1か月に1冊以上本を読む子どもの割合を、自分で興味を持って選んだ本を1か月に1回以上読んだ子どもの割合に変更いたします。第4次計画では、全ての子どもが自発的な読書経験ができるようにすることを目指すための指標でございます。

2つ目は、市立図書館における児童書の貸出し冊数に加え、中学生以下人口1人当たり市立図書館における児童書の貸出し冊数を新たに設けます。児童書の貸出し冊数は、子どもの数が増えれば自然に増える可能性があり、また、逆に子どもの数が減ると自然に減ってしまう可能性がある数字となっております。そこで、児童書の対象年齢である中学生以下の人口1人当たりの貸出し冊数を算出し、子どもの数の増減に左右されない指標として設定いたしました。

3つ目は、本を読むことが好きな子どもの割合を新設いたします。現在の子どもの読書実態は、たくさんの本を読む子どもと全く読まない子どもに二分されていることが分かっております。本を好きな子どもの割合が増えれば、本を

読まない子どもを減らすことができると考え、この指標を設定いたしました。

4つ目は、学校と市立図書館との連携の指標です。これまでの調べ学習に加え、市立図書館見学、職業体験など、様々な方法で市立図書館との連携に取り組んだ学校の割合を指標といたしました。

最後に、学校図書館が開いている割合を学校の実態に合わせた指標に変更いたしました。

資料の5ページをご覧ください。

9、現在までの検討状況についてです。

現在までに計画の改定検討委員会を3回、庁内職員によるプロジェクト会議を6回開催しました。改定検討委員会の中では、学校図書館における学校図書館司書の重要性や電子図書に対する様々な考え方、意見、新学習指導要領でうたわれている主体的に学びに向かう資質、能力の育成が読書活動についても重要であるなど、様々なご意見をいただきました。

最後に、10、今後のスケジュールについてです。

子ども読書活動推進計画の策定は、計画自体が個別計画でございますが、基本的な方針を定める計画の策定に該当するため、条例に基づきパブリックコメント手続を実施いたします。

パブリックコメントにつきましては、広報よこすか12月号で予告を行い、市議会12月定例議会で計画素案を報告した後、12月10日から来年1月6日までの間、計画素案に対する意見募集を行います。募集期間終了後は、いただいた意見と教育委員会の考え方を整理しながら、計画案をまとめ、1月の子ども読書活動推進計画改定検討委員会において協議し、教育委員会へ答申をいただきます。2月の教育委員会定例会において、計画の策定についてご議決をいただきますと、第4次横須賀市子ども読書活動推進計画の決定となります。決定した計画は、市議会3月定例議会で報告し、市民に公表いたします。

以上で、第4次横須賀市子ども読書活動推進計画（素案）についての説明を終わります。

(澤田委員)

意見です。

子ども読書環境の変化からの捉え、ICT活用からの電子書籍のこと、さらには、様々な障害のある子どもや外国語を母語としている子どもへの読書環境の整備、これらが取り上げられていて、大変よいと思いました。

取り上げられたこれらの事項は、2019年6月に成立した「読書バリアフリー法」にある事項でもあります。この法律は、障害の有無にかかわらず、全ての人が読書による文字、活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律です。

この第4次の推進計画素案には、「読書バリアフリー法」についての記述が残念ならなかったように思います。例えば、2ページの「国・県・本市の動向」の中に入れるとか、あるいは21ページの中に入れるとかしたほうがよいのではないかと思いましたが、意見として述べさせていただきました。

(中央図書館長)

ありがとうございます。

確かに、法律の名前が入ってございません。申し訳ございません。21ページのコラムの中に図書バリアフリー法の記載を少し囲みで入れさせていただいたのですけれども、少しこの辺りを含め工夫をさせていただきます。ありがとうございます。

(元木委員)

私からも意見ですが、読書は学校での学びとともに、教養を見につけるためのとても重要な役割を担っていると思います。特に、図書館は、図書館にさえ行けば、動画配信のように好きなときに、好きな本を読むことができるオンデマンド型のサービスモデルだと考えております。

ここで重要なのは、好きなコンテンツ、つまり読みたい本があるかどうか大事だと思います。本を読むきっかけとして、お勧めの本を紹介するイベントもとてもよい取組だと思いますが、各世代が見たい本をそろえておくことも大事だと思っております。ホームページから、所蔵のない図書をリクエストできることを積極的にアピールしたり、読みたい本についてアンケートを取り、ランキング形式で特集を組むなど、読みたい本をそろえておくような取組についてご検討いただければと思います。

以上、意見となります。

(中央図書館長)

ご意見ありがとうございます。

図書館業界の中では「ヤングアダルト」と区分する世代なのですが、一方で、図書館の利用が一番少ない世代でもあり、そのような状況の中で、図書館でそのような年代向けにいろいろなお勧めの本を積極的に提供していこうということも、この計画の中では入っております。それだけではなくて、過去に何回か行ったことがあるのですけれども、中学生や高校生が選んだ本などを展示したりしたことがあります。そういうものを少し幅を広げてやってみたいと思っております。ありがとうございます。

(川邊委員)

お話会の充実ってありますけれども、お話会に参加する幼児というのは、なかなか図書館って行きにくいと思うのですけれども、例えば、コミュニティセンター使うとか、何かほかの方法とかを考えていらっしゃるでしょうか。

(中央図書館長)

お話会につきましては、ブックスタートから始まり、各年代を対象に順次行っています。例えば、ブックスタートのときには、健診のときの合間にやっていくような形ではじめ、次の段階では、各図書館でお話会を行うような形で実施しています。

ただ、いくつかのコミュニティセンターにおいては、すでにお話会をやっていただいているようなところもあります。しかし、全ての館がやっているわけではないので、そのような機会を増やしていくという考え方でやっていきたいと思っております。ありがとうございます。

(荒川委員)

私からも意見になるのですけれども、取組の中の乳児期、幼児期とかありますけれども、その中に、家庭における読書活動への支援ということがありますが、やはり子どもが本好きになることの一つに保護者の方がやはり本に興味、関心があって、読むということも、一つ大きな要素になるのかなというふうに思いますので、そのあたりで例えば、子育てをする時期の保護者の方が読んでみたいと思われるような本などを充実させて、ブックスタート時に保護者向けの案内を出せるといいのかなと思いましたので、少しご検討いただければというふうに思います。

(中央図書館長)

ありがとうございます。

これも、課題にはなっているのですけれども、ブックスタート時にいろいろなお話をさせてもらって、読書の大切さですとか、本が子どもたちにとってどれだけメリットになるのかということを実際のお話会等を通してやっているわけなのですけれども、その段階では、保護者の方にご理解をいただくというのがメインになります。しかし、読書について積極的に考えていただける方と、そうではない方がいらっしゃるの確かです。

このような機会を増やそうということで、今回、乳児期のときの取組として、妊娠をされている方、妊婦の方を対象に図書について、読書について、そして図書館の利用について、こういうことがあるのだよというようなことをお伝え

し、できれば、お話しまで盛り込める機会を設けました。様々な段階の方にもこのような機会を広げていきたいなと思っております。ありがとうございます。

(川邊委員)

読書活動推進というのは、大変非常にいいことだと思うのですが、現実として、スマホとかICTに頼る、ますます頼る世代になると思うのです。まして、今の若い子どもたちの親自体がもうその世代だと思うので、そういったICTから、読書のほうに誘導するというのは、どのようなお考えがあるのでしょうか。

(中央図書館長)

一番難しい課題だと思っております。いろいろな実態調査等、アンケートからも、特に中学生以上の子どもたちは、本に関心がない以前に時間がないというのが一番多い回答だったと記憶しています。そんな中で、読書の大切さ、本の楽しみというものを伝えるのは、非常に難しいことですが、この状況から読書に導くには、本との出会いの機会を増やしていくしかないのかなと思います。

そして、それとは別に、現在は電子の本などをスマホを通して見ている子どもたちが多いのが現実ですので、こちらのほうも十分に研究して、実態を把握しながら、方策を考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

報告事項(4)『「よかった ありがとう。」文庫の開設について』

(中央図書館長)

それでは、「よかった ありがとう。」文庫の開設について報告いたします。説明資料をご覧ください。

このたび、児童図書館1階絵本の部屋に、絵本1,700冊で構成する「よかった ありがとう。」文庫を開設いたしました。

この文庫は、市民から頂いた寄附金で創設いたしました。「よかった ありがとう。」基金を活用した事業になります。頂いた寄附が寄附者の小学校1年生のときからの貯金だったことから、市内全域から親子が集える施設である児童図書館と市内6か所にある愛らんどに、「感謝、優しさ、思いやりの心」を親子で育んでいくため、就学、就園前の子どもたち向けの絵本を集めた文庫でございます。

資料の下の写真にございますが、この寄附についての説明等が書かれた銘板

も設置をいたしました。今回、天井の改修工事に併せまして、照明のLED化、絵本の部屋の床や書架を更新しまして、明るい空間に生まれ変わっております。

なお、児童図書館は、今月11月16日から利用サービスを開始しております。

以上で、「よかった ありがとう。」文庫の開設についての報告を終わります。

(質問なし)

報告事項(5)『行事等の結果について』ア 市立鴨居中学校PTAの令和3年度優良PTA文部科学大臣表彰について

(生涯学習課長)

市立鴨居中学校PTAの令和3年度優良PTA文部科学大臣表彰についてご説明いたします。

横須賀市立鴨居中学校PTAが、令和3年度優良PTA文部科学大臣表彰を受けることになりました。

1の趣旨ですが、優良PTA文部科学大臣表彰とは、文部科学省がPTAの健全な育成と発展に資することを目的として、毎年度、優秀な実績を上げているPTAを表彰するもので、令和3年度被表彰団体は、全国110団体、そのうち、神奈川県内では7団体が表彰されます。

2の表彰基準ですが、表彰を受けるには、過去に神奈川県教育委員会優良PTA表彰を受賞し、組織、運営及び活動について、優良PTA文部科学大臣表彰要綱に規定された要件を満たしていることが必要です。

2ページに、参考にその表彰要綱の抜粋を記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

選考に当たっては、神奈川県教育委員会が優良PTA表彰団体選考委員会に諮り、その審査結果に基づいて文部科学省に団体を推薦し、文部科学省で選考後、表彰されるものです。

3の被表彰団体名は、横須賀市立鴨居中学校PTA保護者と先生の会です。

4の選考理由は、共働きの家庭が大半を占めている中、役割や目的、日程を考慮し、負担が少なく活動できるように工夫したり、年間を通じて、ボランティアを活用するなど、多くの保護者が参加しやすくなるような環境づくりを行っている。

これは、例えば、テスト前に図書室で生徒の自習を見守る学習見守りボランティア、新着図書の配架やレイアウトなど、図書室の環境づくりを行う図書ボランティア、花壇の手入れやサツマイモなどの栽培を行うファームボランティ

アなどのボランティアを募り、多くの保護者が参加しやすく、それにより、役員が行う仕事の負担軽減を図っています。

また、保護者の声やニーズを反映するために、学校アンケートなど活用する工夫を行っている。これは、例えば、保護者の声やニーズを反映するために、学校公開日に、保護者に生徒は気持ちのよい挨拶はできているかなど、アンケート調査を行い、活動に反映できるようにしています。

家庭教育支援や地域との連携を図ったバランスの取れた活動をしており、今後、他校のPTA活動の模範となると認められる。これは、家庭で話題となるように広報紙にクラブ活動の部長インタビューの掲載など、話題を提供し、親子のコミュニケーションを育むことにつなげていること。地域の方と協力して資源回収や地域のお祭りでパトロールを行うことで、子どもたちが地域でのボランティア活動に関心を高めるようにしていることなど、学校と家庭、地域とのバランスの取れた活動が今後他校のPTA活動の模範となると認められ、選考されたものです。

5の表彰式ですが、11月19日、金曜日に東京のホテルニューオータニで行われ、PTA副会長1名が出席する予定と聞いております。

2ページをご覧ください。

6の表彰歴ですが、市立鴨居中学校PTAは、平成9年度に続き2回目の表彰です。横須賀市立学校としては、令和元年度の長浦小学校以来13回目となる表彰です。

ご参考までに、本市の優良PTA文部科学大臣表彰の被表彰団体の一覧表を記載しております。

以上で、市立鴨居中学校PTAの優良PTA文部科学大臣表彰についてのご報告、ご説明を終わります。

(澤田委員)

ありがとうございました。

大変よい取組をされているなと思っているのですが、この鴨居中学の取組について、横須賀市内での周知はどのようになっているのでしょうか。

(生涯学習課長)

先日、報道発表いたしまして、これについては広めております。また、市のPTA連絡協議会を通じて、各学校へのほうには伝わっていると思います。

報告事項(5)『行事等の結果について』イ 第21回全国中学生創造ものづく

り教育フェア i n かながわの結果について

(教育指導課長)

第21回全国中学生創造ものづくり教育フェア i n かながわの結果についてご報告いたします。

本フェアは、中学校技術家庭科の授業で学習した成果を発表し合い、お互いの技術を交流する機会となる県の大会です。

今年度は11月6日土曜日に湘南工科大学を本部とし、出場生徒の所属校とオンラインでつなぎ、リモート開催として実施されました。

横須賀市の中学校は3部門に出場し、神明、北下浦、長井の3校、16名の生徒が関東、全国大会に進むことになりました。また、惜しくも関東、全国には届きませんでした。長井中学校の生徒がお弁当コンクールにおいて入賞しています。

関東大会は、12月5日日曜日に湘南工科大学を本部とし、リモート開催されます。本市からは、アイデアロボットコンテスト2校4チームが出場します。神奈川県から出場するチームは全部で8チームですが、横須賀市の中学校からは、毎年、多くのチームが関東大会出場という成果を上げています。全国大会は、令和4年1月22、23日に武蔵野総合体育館を全体本部とし、部門ごとに運営本部とオンラインでつなぎ実施されます。

お弁当コンクールは、事前の書類審査を通過しますと、運営本部とリモートでつなぎ、プレゼンテーションによる審査が行われます。生徒作品展については、当日までに書類及び作品写真により審査が行われます。

なお、この関東、全国大会に向けて、11月25日木曜日に正庁にて激励会を行います。

以上でご報告を終わります。

(質問なし)

報告事項(5)『行事等の結果について』ウ 横須賀市中学校駅伝競走大会の結果について

(学校教育部長)

横須賀市中学校駅伝競走大会の報告をさせていただきます。

横須賀市中学校駅伝大会は、横須賀市中学校総合体育大会の締めくくりの大会として開催しており、今回で男子は72回目、女子は38回目となります。昨年

に続き、新型コロナウイルス感染症対策のため、会場を例年の国道16号線馬堀海岸区間コースから、不入斗陸上競技場に変更し、無観客でのタイムレースにて開催することができました。

大会は、予定どおり10月16日土曜日に市内の全公立中学校23校に横須賀学院中学を加えまして、男女各24校の参加で行いました。

当日は、時折、霧雨程度の降雨がございましたが、秋の過ごしやすい気温の中、選手たちは自校の選手から拍手で応援され、精いっぱい走り切ることができました。

お手元にあります資料に、2、大会結果、学校成績及び3、大会結果、区間最高記録賞を記載しております。

女子は、追浜中学校が3年ぶり、男子は大津中学校が5年ぶりの優勝を飾りました。

なお、男子上位3校及び女子上位4校については、11月6日土曜日に横浜八景島海の公園周回コースで開催いたしました神奈川県中学校駅伝競走大会に出場いたしました。

裏面をご覧ください。

裏面の囲みの中に県大会の結果を記載しております。女子の部では、大津中学校3年の村瀬音々羽選手、男子では池上中学校の1年の紫芝洋之介選手がそれぞれ区間1位となるなど、市内各中学校がそれぞれ上位につける活躍を見せましたが、惜しくも関東大会、全国大会出場はございませんでした。

委員の皆様には、市大会、県大会含めまして、ご支援、ご協力いただき誠にありがとうございました。

駅伝大会の結果については以上でございます。

(質問なし)

報告事項(5)『行事等の結果について』エ 「かながわ学校給食夢コンテスト」本市児童生徒の受賞について

(学校食育課長)

それでは、かながわ学校給食夢コンテスト、本市児童生徒の受賞についてご報告いたします。

神奈川県教育委員会が主催するかながわ学校給食夢コンテストにおいて、本市児童生徒が考えた献立が受賞いたしました。

このコンテストは、1、概要にありますとおり、児童生徒の食育の推進に向

けた機運を高めるとともに、学校給食のイメージアップや地産地消の奨励などを目的に、自慢の学校給食の献立や給食で食べてみたい夢の献立を募集し、審査、表彰するものです。

受賞作品は、実際の給食での実現を目指したり、総菜等としての商品化が検討されたりします。

2、受賞者は、別紙のとおりで、8人の児童生徒が「栄養たっぷり元気いっぱい賞」と、「アイデアたっぷり神奈川いっぱい賞」をそれぞれ受賞いたしました。

応募状況、受賞の状況は記載のとおりでございます。本市の応募数は、県内でも最も多く505点となっております。

以上で報告を終了いたします。

(新倉教育長)

これは、神奈川県内だけの大会で、この後に、全国があるということではないのですか。

(学校食育課長)

はい。神奈川県内の大会でございます。

(理事者報告なし)

(委員質問なし)

日程第1 議案第44号から日程第3 議案第46号については、市長の議会提案案件のため、秘密会とすることを宣言。関係理事者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

令和3年11月18日(木) 午前11時26分

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡